

2017年3月15日

内閣府食品安全委員会事務局総務課内

「平成29年度食品安全委員会運営計画（案）」意見募集担当 御中

「平成29年度食品安全委員会運営計画（案）」に対する意見

日本生活協同組合連合会

国民の健康保護を目的とした食品安全行政を推進する貴委員会の取り組みに敬意を表します。

昨年のトクホの取り消し問題を発端にして、トクホや機能性表示食品の品質管理に対する不安の声がきかれます。また、WHO(世界保健機関)が警戒度の高い多剤耐性菌のリストを公表し、ヒトや食用動物への抗生物質の適切な使用を呼びかけるなど、健康と食に関する新たな課題も生まれています。消費者・国民が食品の安全を正しく理解し、安全・安心を得るためには、食品健康影響評価等の情報提供やリスクコミュニケーションの重要性を強く感じるところです。

以上をふまえ、食品安全委員会の「平成29年度食品安全委員会運営計画（案）」に対し、下記の意見とその理由を述べさせていただきます。

記

1. 整備されていない分野の食品健康影響評価ガイドラインをすみやかに作成してください。

【第3 食品健康影響評価の実施 2 評価ガイドラインの策定】に関して

食品健康影響評価を行うためには、評価ガイドラインの整理とその公開が重要だと認識しています。すでに「微生物」「薬剤耐性菌」「食品添加物」等の評価ガイドラインは策定されましたが、「農薬」「動物用医薬品」「飼料添加物」「器具・容器包装」の評価ガイドラインは、現在も未策定です。これらの評価ガイドラインを早急に策定することを求めます。

2. 食品添加物に指定された時期が古く安全性のデータが不十分な化学物質や、新たな科学的知見を得た化学物質について、迅速に再評価を行うべきです。

【第3 食品健康影響評価の実施 3 「自ら評価」を行う案件の定期的な点検・検討及び実

施]に関して

食品安全基本法の制定後、食品添加物の指定に関しては、貴委員会が適正にリスク評価を行い、適正に管理されているしくみになっていると考えます。しかし、同法制定以前から使用が認められている指定添加物や既存添加物の中には、安全性に関するデータが不十分なものが存在しています。安全性の根拠が不明な食品添加物のリスク評価の見直しを迅速に行うべきです。合わせて新しい科学的知見に基づいた定期的な食品添加物の再評価が必要ではないでしょうか。

欧州食品安全機関（EFSA）は、欧州で現在使用されている食品添加物等の再評価を行っています。日本でも日頃から国内外の情報をもとに、既存の食品添加物の中から再評価が必要なものを抽出、優先順位品目を設定し、適切に評価するしくみを構築すべきです。リスク管理機関である厚生労働省とも十分に連携し、専門調査会の設置など、再評価実施に向けた施策を進めてください。

3. いわゆる「健康食品」の利用については、現在でも消費者にとって重要な問題です。「国民の関心の高い事項」として重点化し、昨年に継続して周知や理解促進に取り組んで下さい。特に、高齢者や子どもを持つ家庭などに対しては、重点的にコミュニケーションの場を設定してください。

[第1 平成29年度における委員会の運営の重点事項 (2)重点事項 リスクコミュニケーションの戦略的な実施]に関して

機能性表示食品が市場に登場しまもなく2年となりますが、広告は溢れていても、消費者・国民が機能性表示食品制度そのものに関する情報に触れることはほとんどありません。商品も増え、簡単に購入できることから安易な利用も多く見受けられます。

機能性表示食品を含めた、いわゆる「健康食品」に対して消費者の理解が十分に進んでいるとは言えません。これは、明らかな情報不足が要因のひとつです。消費者・国民に対しては、今後も継続した情報発信や丁寧なリスクコミュニケーションが必要だと考えます。いわゆる「健康食品」を、1.(2) に書かれている「国民の関心の高い事項」とし、計画の中に重点として位置づけ、リスクコミュニケーション等を行ってください。

2015年に貴委員会がまとめた「いわゆる『健康食品』に関する報告書及びメッセージ」は、消費者・国民が理解しやすい、また利用しやすい報告書であると、高く評価するものです。しかしこのメッセージは、いまだ消費者に十分に活用されていないように感じます。様々な媒体や方法を駆使し、報告書の内容をもっと広く社

会に知らせていくべきです。特に、リスクの大きい高齢者や子どもを持つ家庭などの理解が進むよう、地方自治体や消費者団体の協力を得ながら、少人数単位の説明やコミュニケーションの場を作ることなども、必要だと考えます。

4. 消費者・国民が食品のリスクを適切に理解するためにも、食品のリスクの全体像や各リスク・危害要因を相対的に理解できるめやすが必要だと考えます。

【第1 平成28年度における委員会運営の重点事項 (2)重点事項 リスクコミュニケーションの戦略的な実施】に関して

今日でも、食品添加物や農薬等に対する不安や恐れを強く感じている消費者・国民は多くいます。個々の食品のリスクについての詳しい説明は大切ですが、管理されているリスクであるにもかかわらず、説明によってかえってリスクを強く意識してしまうことがあります。また、そのことによって本来対応すべきリスクへの認識が弱くなったり、社会的にかけべきリスク管理のコストについての判断がアンバランスになる傾向も見られます。

食に関わるリスクの大きさを客観的に捉えられるような手掛かりがあると、相対的なリスクの大きさや状況によるリスクの度合いの違いについて、理解しやすいと思います。食品のリスクの全体像や各リスクや危害要因を相対的に比較して表しためやすがあれば、消費者もそれぞれのリスクの規模感が掴め、むやみに不安に思うことも少なくなると考えます。

すでに海外では、リスクを相対的に比較する試みが行われています。1996年には、ハーバード大学がん予防センターが米国人のがんの原因について様々な危害要因のリスクの割合を推計し公表しました。また、2006年には、オランダ国立公衆衛生環境研究所（RIVM）が報告書「私たちの食品、私たちの健康」の中で、様々な危害要因のリスクについて国民の健康への大きさを基準にして比較するなど、いくつかの事例が公表されています。

食品のリスクの比較は様々な手法があり大変難しいと思いますが、消費者・国民の理解を促進するようなリスクコミュニケーションを行うためにも、リスク評価を担当する貴委員会として、リスクを相対的に比較して表しためやすを検討する必要があると考えます。

以上